

(別紙様式2)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 京都府
農業委員会名： 城陽市

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	253	133	133		386
経営耕地面積	191	116	47	69	307
遊休農地面積	1.4	0.4	0.4		1.8
農地台帳面積	304	213	213		517

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	568
自給的農家数	278
販売農家数	290
主業農家数	57
準主業農家数	60
副業的農家数	173

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	456
女性	208
40代以下	62

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	39
基本構想水準到達者	2
認定新規就農者	1
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5年 8月 7日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	5
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	1
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	6	6	4

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		386	31
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による耕作放棄地の増加、農地の分散・未圃場整備等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。 市街化近隣地域は零細農家が多いため、担い手が耕作する農地が分散し、作業効率が低下しており、早急に対策を講じて利用集積を図る必要がある。また、土地価格が高いことから、所有者の資産価値的な要素もあり、旧来の小作権の考え方が強く貸借についても難しい点もある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
35ha	81ha	1.9ha	231%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	令和元年度調査の耕作放棄地に対する意向調査結果に基づき斡旋。年間を通じ円滑な権利移動ができるよう、広報誌やリーフレット等を活用し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度等の周知を実施し、農地の利用集積に向けた掘り起こし活動(地区担当農業委員による高齢農家及び兼業農家等に対し意向聞き取りをし農地の面積等を把握)。
活動実績	農業委員が地域の高齢農業者等に対して普及活動をした。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標の設定は特に問題ないが、実施に当たって担い手に集積するよう考慮するとともに土地所有者に対し今まで以上の制度の理解不足を補う必要がある。
活動に対する評価	高齢者等に対して、旧来からの小作契約の考え方を払拭する取り組みが必要と思われる。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	元年度新規参入者数	30年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	1経営体	0経営体	2経営体
	元年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	0.1ha	0ha	0.2ha
課題	農家の高齢化や後継者不足により地域の農業を担う者が減少しており、地区の状況に合わせた担い手の育成・確保を図っていく必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
2経営体	2経営体	100%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
2ha	0.2ha	10%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	・城陽市地域担い手育成総合支援協議会(又は城陽市農政課)が行う担い手育成に係る会議等に参画し、認定農業者制度の周知や普及を行う。
活動実績	城陽市農政課と連携を取り就農希望者に説明を行なった。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	今後担い手育成総合支援協議会と連携し制度等周知を図る必要がある。
活動に対する評価	認定農業者等のメリットなど具体的な情報提供が必要である。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	387.8	1.8	0.5%
課 題	耕作放棄地に対して、所有者に意向調査を行い耕作者の斡旋等に努める。また、再生については、耕作放棄地再生利用緊急対策による復旧の検討も行なうが、再生についての費用対効果についての問題点もある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
1.8ha	0.4ha	22%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査		30人	8月	9月～11月
調査方法		<ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地発生防止に向けた取組 8月 広報活動 8～9月 農地パトロール 耕作放棄地解消に向けた取組 			
農地の利用意向調査		調査実施時期: 11月～12月			
その他の活動		通年 農地所有者に対する指導			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		27人	8～9月	9月～10月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	11月～12月	調査結果取りまとめ時期	
			第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数:	40筆	0筆	0筆
調査面積:		2.8ha	0ha	0ha	
その他の活動	市街化を含み市内全域に対して耕作放棄地一覧表を作成し今後の対応を検討した。				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	解消した農地もあるが新たに確認された農地もあり、数値的には達成状況は確認できないが、各委員の対策の重要性を共有化することができるなど一定の目標が達成できた。
活動に対する評価	農業委員で班体制を作り現地を調査したことから、委員個々が地域の実態を再確認し統一した認識を持つことができた。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	386ha	0ha
課 題	違反解消のための指導及び引き続き違反転用が出ないよう市街化隣接地域を重点に徹底した監視を行なう。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	各地域ごとの委員が機会あるごとに巡回する。
活動実績	委員が農作業従事のとときに担当地域を注視している。
活動に対する評価	違反転用がなく一定の成果を上げたと言える。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 29件、うち許可 29件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	地区担当委員から必要案件ごとに報告を受け審議をしている。			
	是正措置	必要なし。			
総会等での審議	実施状況	農地法各条項、受付番号ごとに事務局から内容説明等提案し審議を行なっている。			
	是正措置	必要なし。			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	必要なし。			
審議結果等の公表	実施状況	議事録により公表			
	是正措置	必要なし。			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	28日
	是正措置	必要なし。			

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 36件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	現地調査委員会を設置し必要案件ごとに現地調査を行い現地調査委員会で審議をしている。			
	是正措置	必要なし。			
総会等での審議	実施状況	農地法各条項、受付番号ごとに事務局から内容説明等提案し審議を行なっている。			
	是正措置	必要なし。			
審議結果等の公表	実施状況	議事録により公表			
	是正措置	必要なし。			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40日	処理期間(平均)	40日
	是正措置	必要なし。			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		2 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		2 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数 38件 公表時期 令和3年3月 情報の提供方法:農水省調査による
	是正措置	必要なし
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 215件 取りまとめ時期 令和3年 3月 情報の提供方法:農水省調査による
	是正措置	必要なし
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 517ha
		データ更新:随時
	公表:農地ナビ	
是正措置	必要なし	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 〈対処内容〉
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 〈対処内容〉

※ Ⅱ～Ⅵの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

1 件

提出先及び提出した意見の概要	城陽市長宛 1. 農業振興支援 2. 新型コロナウイルス感染症対応 3. 担い手の育成・認定農業者増員 4. 有害鳥獣対策支援 5. 大規模開発計画情報共有
----------------	---

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--